

ID: 767

担当部署: 都市基盤部 道路課

処分の概要	道路予定区域における道路占用料の徴収(第39条第1項の準用)		
法令名称 根拠条項	道路法 第91条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 準用する法第39条第1項と同様に法第39条第1項及び第2項により、条例の定めによる。 (占用料の徴収) 第39条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。 2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。但し、条例で定める場合においては、第35条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日